

西東京市告示第10号

市道路線変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、西東京市都市基盤部において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに起点及び終点
別紙のとおり
- 2 路線変更の概要
別図のとおり
- 3 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和8年1月30日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙
路線変更調書

No.	路線番号	路線名	変更の別	起点	終点	認定延長(m)
1	2275	市道 2275 号線	変更前	芝久保町四丁目2136番15地先	芝久保町四丁目2136番15地先	55.99
			変更後	芝久保町四丁目2136番15地先	芝久保町四丁目2134番23地先	70.59
2	2488	市道 2488 号線	変更前	芝久保町四丁目2141番7地先	芝久保町四丁目2140番16地先	152.00
			変更後	芝久保町四丁目2141番7地先	芝久保町四丁目2134番2地先	255.69

案内図（路線変更）

